かつらぎ町地域防災計画【概要版】







緊急時電話番号 事件事故 ☎ 110 消防・救急 ☎ 119

https://www.town.katsuragi.wakayama.jp

0736-22-0300(代表)

緊急速報メール NTT ドコモ、KDD I、ソフトバンク各社のキャリアが提供するエリアメール



1.かつらぎ町地域防災計画とは

計画の目的

かつらぎ町地域防災計画は、かつらぎ町内で地震や風水害などの災害が発生した場合に、町、防災関係機関、住民等が連携して行うべき適切な防災対策や、平常時からの備えなどを定めることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、「災害に強いかつらぎ町」を実現することを目的に策定しているものです。

かつらぎ町地域防災計画とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づいて、かつらぎ町防災会議が定める計画で、かつらぎ町域において起こりうる災害に対して、町、防災関係機関(消防、ライフライン事業者など)、企業・住民がそれぞれ果たさなければならない責務と役割を記述したもので、町の災害対策の基本計画となるものです。

この概要版は、かつらぎ町地域防災計画のうち、住民の皆さんにお知らせする必要がある重要な事項を抜き出し、分かりやすく取りまとめたものです。

多くの方に、この概要版を読んでいただき、防災に関心を 持っていただくとともに、今後の地域防災力の向上に役立て ていただきたいと思います。





計画の構成

1総則	計画の方針や防災ビジョン、防災関係機関の責務、被害想定などについて定めています。	
2 災害予防計画	災害に対して、平常時に行う事前の対策について定めています。	
3 災害応急対策計画	災害発生時の対応について定めています。	
4地震応急対策計画	地震発生時の対応について定めています。	
5災害復旧・復興計画	災害復旧・復興計画 災害発生後の復旧や復興の取り組みについて定めています。	
6 南海トラフ地震防災 対策推進計画	南海トラフ地震に関する備えや対策について定めていま す。	
資料編	各種データ、様式などを記載しています。	

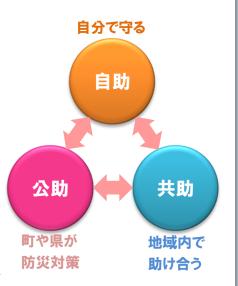
自助・共助・公助

災害に強いまちづくりを進めていくためには、町及び防 災関係機関はもとより、住民や事業者のみなさんの主体的 な取り組みと相互の連携を図っていくことが不可欠です。

東日本大震災や阪神淡路大震災をはじめ、全国各地で相次ぐ災害等においては、自分の命は自分で守ること(自助)、地域における助け合い(共助)によって多くの命が救われました。

地域における自主防災の取り組みと、町や県をはじめとする防災関係機関が実施する防災対策(公助)が連携し、防災関係機関、住民、事業者が力を合わせて防災(減災)対策を推進することが大切です。

災害時には、自助、共助、公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小化できるとともに、早期の復旧・復興につながることになります。



災害想定

■ 風水害

本町は、紀の川の浸水想定区域が指定されており、堤防の決壊、内水氾濫などの浸水被害の発生の危険性があります。

■ 土砂災害

本町は山地部分が多く、大雨などの際には、 山沿いで土石流やがけ崩れなどの土砂災害 の発生の危険性があります。

区域 ハザードマップ

紀の川の浸水想定や土砂災害警戒区域について、被害範囲を地図上で確認できます。 ハザードマップポータルサイト **回**線期

https://disaportal.gsi.go.jp/maps/

■ 地震災害

本町には中央構造線断層帯があり、将来の活動が予測されています。また、近い将来、南海トラフ地震の発生も想定されており、これら大規模地震による被害の発生の危険性があります。

■その他

以上の災害の他に、鉄道や道路での大事 故、危険物の爆発や山林火災などの災害の 危険性があります。







2.災害に対する町の動き

危機管理機能の低下は、被害の拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因となるため、 事前に大規模災害の発生を見据えた体制確立や施設・資機材等の基盤整備は特に重要で す。

町は、総合的な防災対策を推進するため、日頃から自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための防災訓練の実施等を通じて、防災関係機関や住民の皆さんと相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

町が備えること

■ 住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、 住民の災害時における心得などの防 災に関する知識の高揚を図るため、次 のとおり防災広報に努めます。

- ・地震、防災気象に関する一般知識
- ・過去の主な被害事例
- ・正確な情報の入手
- ・災害対策の現状

■ 避難体制の構築

町は、防災関係機関や住民と連携して、指定緊急避難場所や避難所など避難収容施設を整備するとともに、土砂災害警戒情報や避難判断水位など避難基準等の整備を進めます。

■災害時要配慮者支援対策

町は、支援対象とする災害時要配慮者 の名簿を整備するとともに、避難行動 要支援者に対する個別避難計画の作 成に努めます。



■ 防災体制の強化

大規模災害に対処するため、町は防災 関係機関や住民と連携して防災体制の 強化に努めます。

- ・災害情報や避難に関する情報を確実に 住民へ伝達するため、町防災行政無線 の整備・防災ラジオ (戸別受信機) を 町内全世帯への貸与
- ・消防団など消防組織力の充実・強化や 自主防災組織の整備

■ 防災教育及び訓練

町は、災害に対する平常時または災害 時の心得などの防災知識の普及に努め るとともに、風水害や土砂災害、地震 等に対する避難訓練・防災訓練の計画 的な実施を、防災関係機関や住民と連 携して進めます。

■ 言い伝えや教訓の継承

町は、災害教訓に関する調査研究資料を整理するとともに、その活用にむけた検討や取り組みを進めます。



町の災害発生時の行動

■ 応急活動体制

町は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保と、 災害時の活動に関する意思決定を速やかに行うため、 勤務時間内外を問わず、応急活動体制を速やかに確立 します。

また、災害対策本部を設置した場合は、県や関係機関などとの調整を行い、関係する職員は、定められた役割分担に基づく対策活動を実施します。

なお、災害が甚大で、町単独では災害対応が困難な ときは、応援協定に基づき、他市町村や民間団体に対 して応援・協力を要請します。また、必要に応じて、 緊急災害対策派遣隊の要請や、自衛隊の災害派遣要請 を県に要求します。

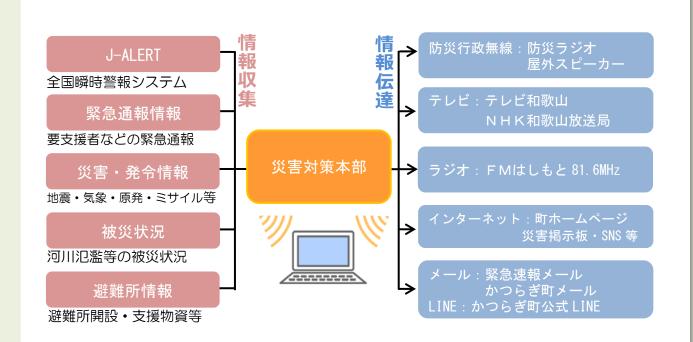




■情報の収集と伝達

町は、気象に関する特別警報、警報、地震に関する情報、災害情報、避難に関する情報など、防災に関する重要な情報は、次の手段を複合的に活用し住民の皆さんに確実に伝達します。

防災行政無線、かつらぎ町メール、LINE、緊急速報メール(エリアメール)、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、自治区・町内会、自主防災組織を通じた連絡等により伝達します。



■ 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住民が とるべき行動」と、「行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものです。

「住民がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供します。

行動を住民等に 行動をとる際の判断に参考となる情報 促す情報 警戒レベル 警戒レベルに相当する 指定河川 住民がとるべき行動 市町村の情報 警報等 気象庁等の情報 洪水系報 命の危険 大雨 緊急安全確保 5 特別警報 ※必ず発令される情報ではない 直ちに安全確保! キキクル (危険度分布) <警戒レベル4までに必ず避難!> 過去の重大な災害の発生時に 四畝する状況。この段階までに 避難を完了しておく。 極めて危険※2 台画などにより暴風が予想される 場合は、暴風が吹き始める前に 避難を完了しておく。 土砂災害 4 警戒情報 危険な場所から 非常に危険 避難指示 全員避難 危険な場所から 高齢者等は避難 大雨警報※1 警戒 ・高齢者等以外の人も必要に応 3 高齢者等避難 じ、普段の行動を見合わせ (警報級) 洪水警報 始めたり、避難の準備をした り、自主的に避難する。 直50 避難行動を確認 大雨注意報 注意 2 ハザードマップ等により、自宅等 の災害リスクを再確認するととも 洪水注意報 (注意報級) に、選挙情報の把握手段を再確認 するなど。 **F** *防災気象情報と警戒レベルの 災害への心構えを 注意情報 ı 対応の詳細については、 高める (警報級の ホームページをご覧ください。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ know/bosai/alertlevel.html 可能性)

※1 夜間〜翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。



〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9 TEL: 03-6758-3900 (代表) FAX: 03-3434-9085 (耳が不自由な方向け) ホームページ https://www.jma.go.jp/

■ 避難の方法

町は、洪水、火災などにより住民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保等の発令を行い、住民の皆さんを安全な場所に避難させ災害から守ります。

また、被災者が安全に安心して過ごすことができる避難所を速やかに開設して、施設管理者や避難者との協力の下、適切に管理運営します。

■ 被災地における救援活動

町は、災害に対する緊急対策が一段落した段階では、引き続き、被災者の皆さんの保護と社会秩序の安定を図るため、次のような生活救援活動を実施します。

応急給水、食料・生活必需品の供給、交通輸送対策、環境・保健衛生活動、要配 慮者への配慮、ボランティアの受け入れ、文教対策など行います。

また、町は被災された方に対して、必要に応じ、避難所において、食料や毛布などの生活必需品を配給します。

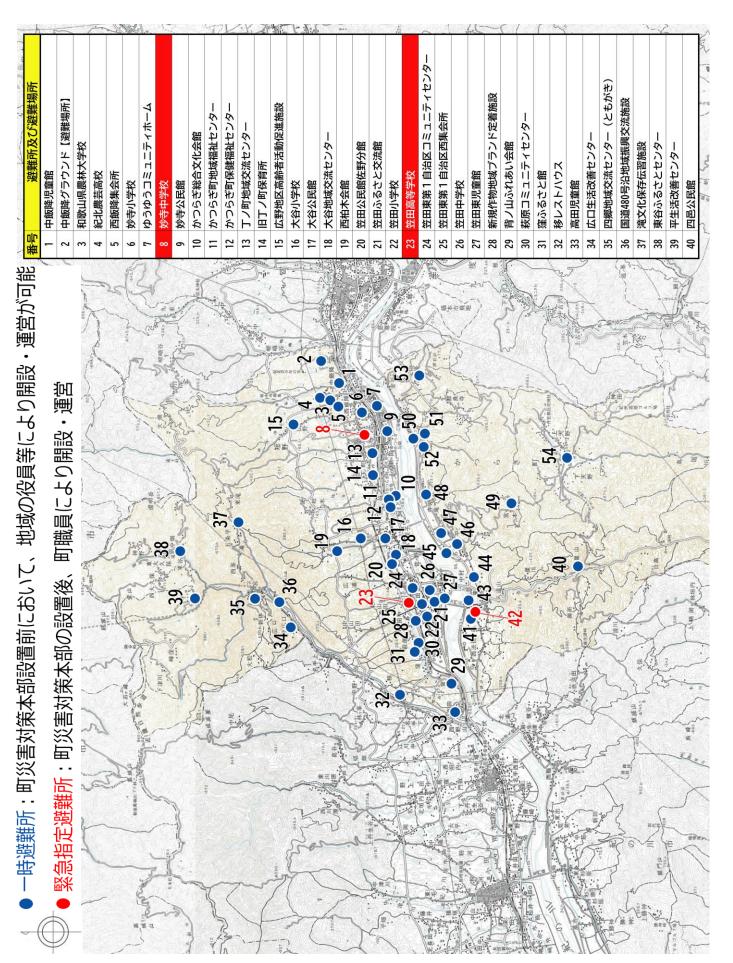
■ 二次災害の防止

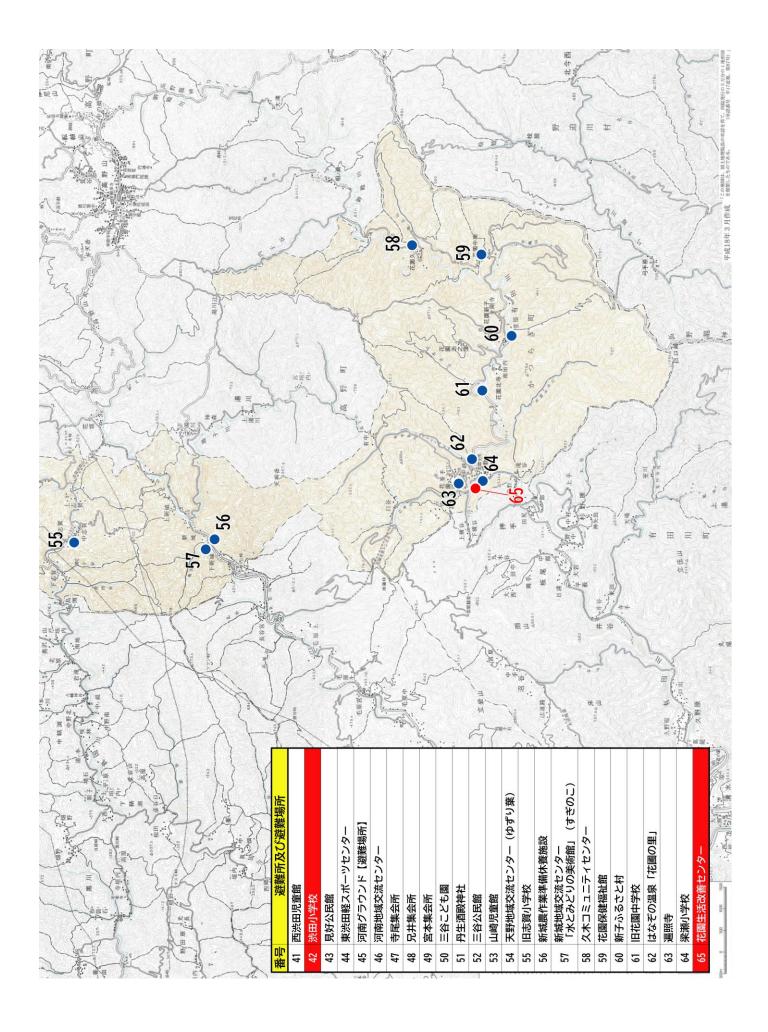
災害発生後の降雨又は余震などに備え、住宅や宅地の応急危険度判定や土木・農 林施設などにおける被害調査、危険物施設の状況把握などにおける被害拡大防止措 置などの二次災害防災対策を行います。

■ 主な応急対策活動のタイムライン

時間	災害時における町の主な行動		
災害発生前	・住民に対する防災知識の普及・避難体制の構築・災害時要配慮者支援対策・防災体制の強化	・防災教育及び訓練 ・言い伝えや教訓の継承 ・警戒レベルを用いた防災情報の提供 など	
<u>応急期</u> (災害発生から 約 12 時間後まで)	・応急活動体制の速やかな確立 ・被災地における救援活動の開始 ・住民の皆さまへ向けた情報伝達	・人的被害や施設被害の調査 ・他市町村や民間団体へ応援要請 ・二次災害の防止 など	
避難生活期〜復旧期 (災害発生から 約12時間後以降)	・応急危険度判定の実施・家屋被害調査の実施・罹災証明書の発行	・仮設住宅の建設・募集 ・支援金の支給 ・道路等のインフラ復旧 など	

避難所及び避難場所の位置図(令和4年4月1日時点)





3.災害に対する住民の皆さまの動き

住民の皆さまが備えること・災害発生時の行動

■自主防災組織の活動

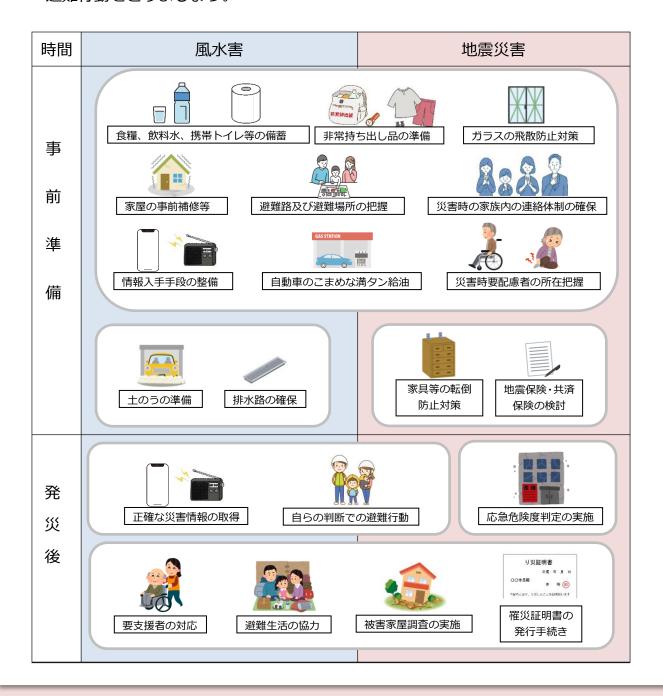
自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛 意識と連帯感に基づいて結成される防災組織です。

地域では、自主防災組織の結成に努め、日頃から地域の危険箇所の点検・把握 や初期消火、被災者の救出・救護などの訓練を行いましょう。

■ 平常時・災害時の心得

住民の皆さまには、平常時の心得として、以下のような防災グッズの準備や災害に備えた対策、事前の情報の入手などに努めてください。

また、災害時には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で 避難行動をとりましょう。



風水害対策チェックリスト

■ 発災前 ■

【準備しておくもの】

·非常用持出品

品名	チェック欄
ラジオ	
くつ・スリッパ	
ソーラー手回し充電ライト(携帯	
充電器付き)	
衣類(下着・セーター・ジャンパ	
一類)	
防災用ヘルメット・防災頭巾	
レインウェア	
電池	
手袋(革や合皮製)	





品名	チェック欄
貴重品(現金・小銭、預金通帳、	
印鑑など)	
笛(ホイッスル)	
保険証や免許証のコピー	
お薬手帳	
救急用品	
使い捨てカイロ	
タオル	
メガネなどないと困るもの	

※家庭の状況に合わせて準備するもの

品名	チェック欄
女性がいる場合	
肌着 (下着)・カップ付きインナー	
生理用品	
化粧水・乳液など	
水のいらないシャンプー	
防災ブザー	
乳幼児がいる場合	
おむつ	
おしりふき	
ミルク、哺乳瓶	
おもちゃや絵本	
母子健康手帳のコピー	

品名	チェック欄
高齢者がいる場合	
老眼鏡や入れ歯など	
介護用品(折りたたみ杖など)	
大人用オムツ	
おかゆなど柔らかい非常食	
常備薬、服用中の薬	
障害者がいる場合	
障害者手帳のコピー	
緊急連絡カード(かかりつけの医	
療機関名、常備薬の種類などを記	
載)	
常備薬・服用中の薬	
白杖※視覚障害者の方	
筆談器具(磁気ボード、筆記用具	
など)※聴覚障害者の方	

・備蓄品

品名	チェック欄
非常食(インスタント食品、アル	
ファ米、缶詰、乾パン、板チョコ	
など)	
飲料水(1人1日3リットルが目	
安)	
ティッシュ・トイレットペーパー	
予備の乾電池	
ラップ・アルミホイル	
卓上コンロ・ガスボンベ	
簡易トイレ	
ビニールシート	
台所用ラップ	
ロープ	
洗面用具	
新聞紙	
ライター・マッチ	

品名	チェック欄
消毒液、ウエットティッシュ、使	
い捨てグローブ、殺菌作用の喉ス	
プレー、などの衛生用品	
体温計	
解熱剤、冷却シート	
虫刺され予防スプレー	
底の厚い靴	
ビニール袋	
バケツ	
寝袋	
スコップ・バール	
笛	
毛布	
布製ガムテープ	
雨具	
マスク	

【準備しておく行動】

行動	チェック欄
非常持ち出し品の置き場所の確認	
ガラスの飛散防止対策	
家屋の事前補修等	
避難路及び避難場所の把握	
災害時の家族内の連絡体制の確保	

行動	チェック欄
情報入手手段の整備	
自動車のこまめな満タン給油	
災害時要配慮者の所在把握	
土のうの準備	
排水路の確保	

■ 発災後

行動	チェック欄
正確な情報の取得	
自らの判断での避難行動	
要支援者の対応	

行動	チェック欄
避難生活の協力	
被害家屋調査の実施	
罹災証明書の発行手続き	

地震災害対策チェックリスト

■ 発災前 ■

【準備しておくもの】

·非常用持出品

品名	チェック欄
ラジオ	
くつ・スリッパ	
ソーラー手回し充電ライト(携帯 充電器付き)	
衣類(下着・セーター・ジャンパ ー類)	
防災用ヘルメット・防災頭巾	
レインウェア	
電池	
手袋(革や合皮製)	





品名	チェック欄
貴重品(現金・小銭、預金通帳、	
印鑑など)	
笛(ホイッスル)	
保険証や免許証のコピー	
お薬手帳	
救急用品	
使い捨てカイロ	
タオル	
メガネなどないと困るもの	

※家庭の状況に合わせて準備するもの

品名	チェック欄
女性がいる場合	
肌着 (下着)・カップ付きインナー	
生理用品	
化粧水・乳液など	
水のいらないシャンプー	
防災ブザー	
乳幼児がいる場合	
おむつ	
おしりふき	
ミルク、哺乳瓶	
おもちゃや絵本	
母子健康手帳のコピー	

品名	チェック欄
高齢者がいる場合	
老眼鏡や入れ歯など	
介護用品(折りたたみ杖など)	
大人用オムツ	
おかゆなど柔らかい非常食	
常備薬、服用中の薬	
障害者がいる場合	
障害者手帳のコピー	
緊急連絡カード(かかりつけの医	
療機関名、常備薬の種類などを記	
載)	
常備薬・服用中の薬	
白杖※視覚障害者の方	
筆談器具(磁気ボード、筆記用具	
など)※聴覚障害者の方	

・備蓄品

品名	チェック欄
非常食(インスタント食品、アル	
ファ米、缶詰、乾パン、板チョコ	
など)	
飲料水(1人1日3リットルが目	
安)	
ティッシュ・トイレットペーパー	
予備の乾電池	
ラップ・アルミホイル	
卓上コンロ・ガスボンベ	
簡易トイレ	
ビニールシート	
台所用ラップ	
ロープ	
洗面用具	
新聞紙	
ライター・マッチ	

品名	チェック欄
消毒液、ウエットティッシュ、使	
い捨てグローブ、殺菌作用の喉ス	
プレー、などの衛生用品	
体温計	
解熱剤、冷却シート	
虫刺され予防スプレー	
底の厚い靴	
ビニール袋	
バケツ	
寝袋	
スコップ・バール	
笛	
毛布	
布製ガムテープ	
雨具	
マスク	

【準備しておく行動】

行動	チェック欄
非常持ち出し品の置き場所の確認	
ガラスの飛散防止対策	
家屋の事前補修等	
避難路及び避難場所の把握	
災害時の家族内の連絡体制の確保	
消火器の用意	
ベランダ等における落下物の撤去	

行動	チェック欄
情報入手手段の整備	
自動車のこまめな満タン給油	
災害時要配慮者の所在把握	
家屋等の転倒防止対策	
地震保険・共済保険の検討	
通路等における障害物の撤去	
集合住宅における、バルコニーの	
仕切りや避難ハッチの確保	

■ 発災後

行動	チェック欄
正確な情報の取得	
自らの判断での避難行動	
要支援者の対応	

行動	チェック欄
避難生活の協力	
応急危険度判定の実施	
被害家屋調査の実施	
罹災証明書の発行手続き	

4.災害からの復旧・復興

復旧事業の実施にあたっては、原形復旧に止まらず、より効果的で経済的な配慮を 盛り込むとともに、町の概況を踏まえた綿密な計画づくりに取り組みます。

また、大災害が発生した場合の復興については、労働力・資材の不足のため工事が 円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して準備してお きます。

■ 施設災害復旧事業計画

復旧事業計画について、被害の都度検討し て作成することとします。

- ·公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設災害復旧事業計画
- · 都市災害復旧事業計画
- · 水道施設災害復旧事業計画
- · 住宅災害復旧事業計画



大災害が発生した場合、被災された方が一刻も早く自力で生活できるように、町は県及び関係機関と連携し、以下の各種支援措置を行います。

- ・義援金・義援品の受入れと配分
- ・災害弔慰金や被災者再建支援法に基づく 支援金などの支給
- ・災害援護資金の貸付け
- ・租税の減免



■ 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

「かつらぎ町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、対象者に支給されます。

■ 広域避難者への情報提供

町外へ避難された皆さまに向けた情報提供体制を整備します。 町内における被災地の復旧状況や、住民の皆さまへの支援施策を把握できるよう、広報誌やホームページで情報提供をします。





5.防災役立ち情報

■ メール配信システム等の活用

かつらぎ町では、災害に関する重要情報や、火災・防犯などの「安心・安全」 に関する情報等について、皆さんが持つ携帯電話やパソコンにメールをいち早く 配信するサービスを提供しています。

これを機会に、まだ登録されていない方は、メールアプリを立ち上げ、下記の 登録用アドレスを直接入力

t-katsuragi@sg-p.jp

又は(https://plus.sugumail.com/usr/katsuragi/home)から登録をお願いします。

また、公式 LINE アカウントでも同様の情報を発信しております。下記の二次元バーコードから登録をお願いします。

「町から配信される情報」

- · 防災行政無線放送
- ・住民生活
- ・子育て・教育
- ·防災・防犯・緊急情報等
- ・健康・高齢者支援・生涯学習
- 観光・イベント など

また、かつらぎ町では、災害時に迅速な情報提供を行うため、「Yahoo!防災速報」アプリを活用しております。災害時等の情報ツールとしてぜひご活用ください。





[Yahoo!]



■ 災害用伝言ダイヤル(171)

・地震等の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくくなった場合 に提供される声の伝言板です。

171を ダイヤル 録音するときは、1をダイヤル

再生するときは、2をダイヤル

市外局番

家の電話番号

_

再生する

録音する

■ 災害用伝言板サービス

- ・携帯電話を利用して、安否情報を登録でき、確認できるサービスです。詳細は、 運営している携帯電話・PHS 各社のホームページをご覧ください。
 - NTT ►□ + https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/
 - KDDI (au) https://www.au.com/mobile/anti-disaster/
 - Softbank https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/

■ 停電情報

・停電情報が専用ダイヤルやスマホアプリで確認できます。停電情報自動応答サービス 0800-123-7800

スマホアプリは、右記の二次元バーコードから登録をお願いします。

【関西停電情報】



かつらぎ町地域防災計画 概要版 令和4年度作成

かつらぎ町役場 危機管理課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

電話 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432

メールアドレス kikikanri-bousai@town.katsuragi.wakayama.jp